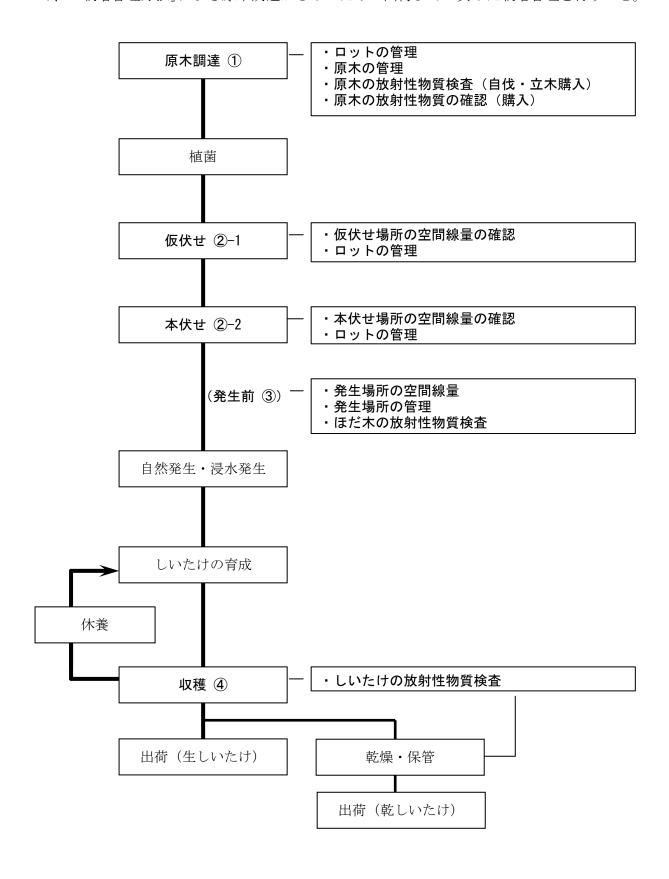
安全な原木しいたけを出荷するための 栽培管理基準

平成26年11月 静岡県

1 栽培管理工程図

出荷の再開を希望する生産者は、安全なしいたけを出荷するため、以下の①から④の工程において、「2 栽培管理方法」による原木調達からしいたけの出荷まで一貫した栽培管理を行うこと。



2 栽培管理方法

番号	工程	区分	管理事項
		共通	<ロットの管理> 原木は、当基準4に基づきロットごと分けて集積し、自伐 及び立木購入の場合は、原木林の位置図を作成する。
		光 世	<原木の管理> 原木は、粉塵、土、腐食層など付着、接触しないようにブロックなどの上に置き、シートで覆う。
	原木調達	自伐· 立木購入	<原木の放射性物質検査> 当基準 3-(1)に基づき原木の放射性物質検査を行い、当面 の指標値を超えていないことを確認する。
		購入 原木・ほだ木	<原木の放射性物質の確認> 販売者が行う放射性物質の検査結果が当面の指標値を超えていないことをロットごと確認する。
	伏せこみ	- 1 仮伏せ	<仮伏せ場所の空間線量の確認> 仮伏せ場所の空間線量率が 0.10 μ Sv/h 以下であることを 確認する。
2		大せこみ - 2	<ロットの管理> 仮伏せ場所の位置図を作成する。
2)			<本伏せ場所の空間線量の確認> 本伏せ場所の空間線量率が 0.10 µ Sv/h 以下であることを 確認する。
		本伏せ	<ロットの管理> 本伏せ場所の位置図を作成する。
			<発生場の空間線量> 発生場所の空間線量率が 0.10 μ Sv/h 以下であることを確認する。
3	発生前		<発生場所の管理> 発生場所(ほだ場)の管理図を作成する。
			<ほだ木の放射性物質検査> 当基準 3-(1)に基づき、ほだ木の放射性物質の検査を行い、 当面の指標値を超えていないことを確認する。
4	収穫		くしいたけの放射性検査> 当基準 3-(2)に基づき、しいたけの放射性物質検査を行い、 食品衛生法の基準値を超えていないことを確認する。 また、ロットごと平均で、食品衛生法の基準値の2分の1 を超えていないことを確認する。

3 放射性物質検査

原木・ほだ木及びしいたけの放射性物質検査は、以下の内容により実施すること。

(1)原木・ほだ木

ア	検査の方法	・検査の方法は、当基準5国通知一覧の「国通知4」による。
		・ただし、検体の採取方法は、径級の細いものを選び、3本の原木か
		らおが粉を採取し1検体として検査する。
1	ロットの区分	・当基準4ロットの管理のとおり区分する。
ウ	検査の時期	・原木は、伐採直後にロットごと行う。
		・ほだ木は、最初の子実体発生前にロットごと行う。
エ	検査結果の確認と	・栽培に使用する原木及びほだ木は、全ての検体の放射性物質の濃度
	ロットの取り扱い	が「当面の指標値」(50Bq/kg) を超えていないことを確認する。
		・「当面の指標値」を超えた検体が確認された原木・ほだ木のロットは、
		栽培に使用しないこととする。

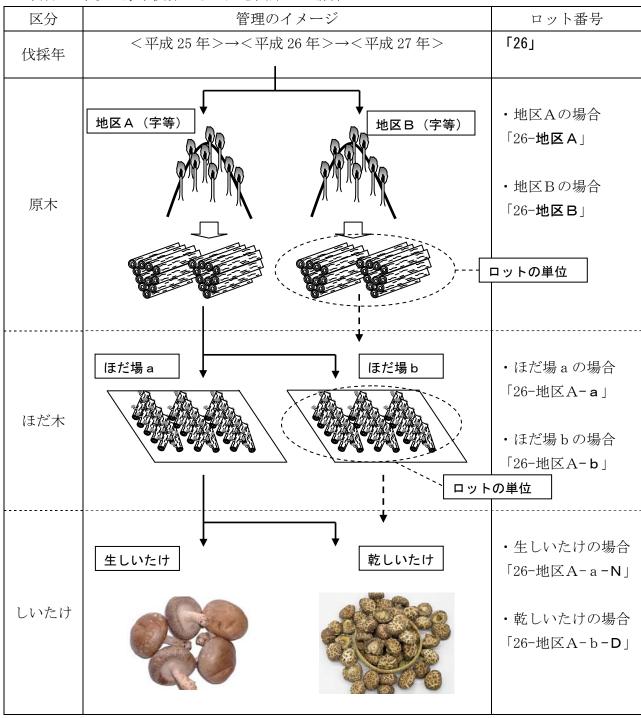
(2) しいたけ

ア	検査の方法	・検査の方法は、当基準5国通知一覧の「国通知5」による。
		・検体数は、1ロットごと3検体とする。また、3検体の検査結果の
		バラツキが大きい場合は、状況に応じて更に追加で検査し合計5検
		体以上検査する。
イ	ロットの区分	・当基準4ロットの管理のとおり区分する。
ウ	検査の時期	・主な収穫期(春、夏、秋)に検査を行う。
工	検査結果の確認と	・全ての検体の放射性物質の濃度が食品衛生法の基準値(100Bq/kg)
	ロットの取り扱い	以内であることを確認する。
		・さらに、ロットごと、平均で基準値の 1/2(50Bq/kg)を超えていな
		いことを確認する。
		・食品衛生法の基準値を超えたロット及び平均で基準値の 1/2
		(50Bq/kg)を超えたしいたけのロットは出荷を取り止めるととも
		に、当該しいたけを生産したほだ木のロットは、栽培に使用しない
		こととする。

4 ロットの管理

ロットの管理は以下のとおり行うこと。

*平成26年秋の原木伐採から生産を開始した場合



5 国通知一覧

通知名	日付・文書番号等		
「国通知1」	平成 26 年 3 月 20 日		
検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除	原子力災害対策本部		
の考え方			
「国通知2」	平成 25 年 10 月 16 日		
「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に	25 林政経第 313 号		
関するガイドライン」の策定について	林野庁林政部経営課長		
「国通知3」	平成 23 年 10 月 6 日		
きのこ原木及び菌床用培地中の当面の指標値の設	23 生産第 4743 号 23 林政経第 213 号 農林水		
定について	産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政		
	部経営課長、木材産業課長		
「国通知4」	平成 23 年 10 月 31 日		
「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム	23 生産第 4952 号 23 林政経第 229 号 農林水		
測定のための検査方法」の制定について	産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政		
	部経営課長、木材産業課長		
「国通知5」	平成 24 年 3 月 15 日		
食品中の放射性物質の試験法について	厚生労働省医薬食品局食品安全部長		

6 原木しいたけ栽培管理報告書

以下の様式により栽培を管理する。

様式番号	様式名
様式第1	栽培管理チェックシート
様式第2	原木ロット管理票
様式第3	原木林位置図
様式第4	しいたけロット管理一覧表
様式第 5	しいたけロット管理票
様式第6	伏せ場位置図
様式第7	発生場(ほだ)管理図

平成 年度 原木しいたけ栽培管理報告書

作成年月	平成	年	月	
更新年月	平成	年	月	
更新年月	平成	年	月	
更新年月	平成	年	月	
更新年月	平成	年	月	
更新年月	平成	年	月	
更新年月	平成	年	月	

生産者住所	
生産者氏名	印
連絡先	

様式第1 栽培管理チェックシート

生産者氏名			原木ロット番号		
シート作品			ほだ木ロット番号		
出荷予定時期			しいたけロット番号		
工程		管理事	項	管理様式	チェック
		ロットごと分けて集積 は林の位置図を作成した。	し、自伐及び立木購入の場合	様式第2様式第3	
① 原木		粉塵、土、腐食層など(などの上に置き、シート	付着、接触しないようにブ で覆った。	様式第2	
調達		Ⅰットごと放射性物質検3 いことを確認した。	査を行い、当面の指標値を起	模式第2	
		€だ木の販売者が行う放り ∃超えていないことを確認	射性物質の検査結果が当面 <i>0</i> 認した。(購入の場合)	様式第2	
	仮伏せ場 した。	릚所の空間線量率が0.10	u Sv/h以下であることを確認	様式第5	
② 伏せ	仮伏せし	た場所の位置図を作成	した。	様式第6	
こみ		陽所の空間線量率が0. 10 / (仮伏せ、本伏せの場所/	ω Sv/h以下であることを確認 が同じ場合は省略)	様式第5	
		た場所の位置図を作成 (場合は省略)	した。(仮伏せ、本伏せの均	様式第6	
	発生場所 た。		Sv/h以下であることを確認し	様式第5	
③ 発生 前	発生場所	f (ほだ場)の管理図をf	作成した。	様式第7	
		ごと、ほだ木の放射性物質 こいないことを確認した。	質検査を行い、当面の指標値	様式第 4 様式第 5	
4 収穫	の基準値	iを超えていないことをA		13.2 03/2	
		1ットごと平均で、食品イ いないことを確認した。	[様式第 5		

<留意事項>

・本票は、実施要領の運用第1に示す時期ごと作成・更新し提出する。

様式第2 原木ロット管理票

				生産者氏名			
	原木管理の有無(ブロックなどの の上に置き、シートで覆う) ・実施済は〇を記入		原木管理の有無(ブロックなど		放射性物質検査結果		
原木ロット番号		の上に置き、シートで覆う)	原木本数	分析値 (Bq/kg)	年月日	備考	

- ・本票には、検査の成績票(写)を添付する。
- ・購入原木・ほだ木の場合も本票に記録しロットごと管理する。
- ・放射性物質の検査結果が「当面の指標値」を超え栽培に使用しないロットはその旨を備考欄に記載する。

様式第3 原木林位置図

		No.	
生産者氏名			
原木林所在			
伐採年月日			
伐採面積	h a		

- ・位置図の縮尺は1/5,000~1/10,000程度とする。
- ・位置図はロットごと作成する。

様式第4 しいたけロット管理一覧表

生産者氏名 しいたけ放射性物質検査結果(平均値) ほだ木 放射性物質 平成 年 平成 年 平成 年 平成 年 原木ロット ほだ木しいたけロッ 植菌年月 ほだ場 放射性物質 位置図番号 検査結果 備考 番号 ロット番号 ト番号 春期 春期 夏期 秋期 春期 夏期 秋期 夏期 秋期 春期 夏期 秋期 (Bq/kg) (Bq/kg)

- ・備考欄に乾・生の区分を記載する。
- ・生産を終了したロットは、備考欄に廃棄年月日を記載する。
- ・放射性物質の検査結果が基準値または、平均で基準値の1/2を超え栽培に使用しないロットはその旨を備考欄に記載する。

様式第5 しいたけロット管理票

				生產者	1 八 石	
しいた	けロッ	/卜番号				
植菌年月日						
乾・生区分						
	場	·所(位置番号)			()
伏せこみ (仮伏せ)	開始時期					
(IXIX E)		空間線量率			((μ Sv/h)
/+ - 7 ₁	場	·所(位置番号)			()
伏せこみ (本伏せ)		開始時期				
(空間線量率				(<i>μ</i> Sv/h)
1 1.+ 2+	No.	直径(c m)	白	F月日	結	果(Bq/kg)
ほだ木 放射性物質	1					
検査結果	2					
	3	-r /4 =				
5% 1 1. 118	場	所(位置番号)			()
発生場		発生開始時期				/ C /I)
	空間線量率 No. 年月日		《士田	(μ Sv/h) 結果 (Bq/kg) 検体量 (ℓ)		
	1	4月口	和未	(DQ/ Kg)	仅	と14年(と)
収穫(春期)	<u>'</u>					
しいたけ	3					
放射性物質						
検査結果						
	平均					
	No.	年月日	結果	(Bq/kg)	検	(化)
収穫(夏期)	1					
以传(复 <i>州)</i>	2					
しいたけ	3					
放射性物質 検査結果						
人五州人						
	平均			(D. //		
	No.	年月日	結果	(Bq/kg)	検	体量(0)
収穫(秋期)	1					
1 114-14	2 3					
しいたけ 放射性物質						
検査結果						
	平均				_	

〈留意事項>

- ・本票は、年度ごと、しいたけのロットごと作成する。
- ・本票には、検査機関の検査票(写)を添付する。

様式第6 伏せ場位置図

	No.	
生産者氏名		
仮伏せ場所在		
本伏せ場所在		
<仮伏せ位置>		原木ロット番号
<本伏せ位置>		原木ロット番号

<留意事項>

・位置図の縮尺は1/5,000~1/10,000程度とする。

様式第7 発生場(ほだ場)管理図

生産者氏名	
ほだ場所在	
ほだ木ロット番号	
<ほだ場位置図>	
<管理図>	

- ・ほだ場の位置図の縮尺は1/5,000~1/10,000程度とする。
- ・管理図には、ほだ木・しいたけのロット番号を記載する。